

## 福島第一原発事故と原子力損害賠償法

関 義 央

### 一、はじめに

二〇一一年（平成二三年）三月一日一四時四六分に発生した東北地方太平洋沖地震は、余震も含めたその揺れ自体やそれに伴って生じた津波によって大きな被害をもたらした（東日本大震災）。そして、今回の震災を端緒に東京電力株式会社（以下「東電」という）が運転する福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という）では、全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなったため炉心が溶融した上に、水素爆発により原子炉建屋が破壊され、広範囲に大量の放射性物質の放出をもたらす重大な原子力事故に発展した（福島第一原発事故）。原発事故の規模としては、世界的にみて、米国スリーマイル島原発事故（一九七九年）をしのぎ、旧ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原発事故（一九八六年）に匹敵するものであり、わが国ではこれまでに例をみないものである。

このため、政府による避難、屋内退避の指示などにより、指示等の対象となった住民だけでも十数万人規模に上ったほか、多くの事業者が、生産及び営業を含めた事業活動の断念を余儀なくされるなど、福島県のみならず周辺の各県も含めた広範囲に影響を及ぼすという事態に至っている。事故発生から一年を経過した現在においても、原子炉の状態の把握とコントロールは掌握されていない中で事故の収束に向けた作業が続けられているが、今年に入っても、高濃度の放射性物質に汚染されたマンシオンが発見されるなど、事故により放出された放射性物質による被害の危険性を未だ払拭したとはいえない状況にある。

右のような現状において、避難を余儀なくされた住民や事業者、出荷制限等により事業に行き詰まった生産者など、原発事故による被害者を迅速、公平かつ適正に救済しなければならぬ。そして、まさに今回のような事故が発生した場合に、被害者に損害賠償請求を認めるのが「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法。昭和三十六年六月一七日法律一四七号。以下「原賠法」という）」である。

本稿は東日本大震災により発生した法的問題の中でも、福島第一原発事故による損害賠償に関する問題に焦点を当てるものである。

すなわち、民法上（契約責任及び不法行為責任に基づく<sup>②</sup>）の損害賠償法体系の特別法として原子力損害賠償のケースで適用される原賠法の特徴について紹介しつつ、今回の事故に際して議論されている法的課題を分析する（二）。そして、原賠法に基づき設置された原子力損害賠償紛争審査会（以下「審査会」という）が策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針（以下「中間指針」という）」について検討する（三）。

## 二、原賠法の特徴と問題点

### 1 原子力事業者の無過失責任と免責事由

#### (1) 過失責任主義と無過失責任

原賠法は、原子炉の運転の際にこれによって原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転に係る原子力事業者が損害賠償責任を負うと規定する（原賠法三条一項本文）。この規定は、「過失なければ責任なし」という民法の大原則である「過失責任主義」とは異なり、原子炉の運転と原子力損害の発生との間に相当因果関係があれば、原子力事業者の主観的要素の如何を問わず、原子力事業者が賠償責任を負わせるという「無過失責任」を規定するものと解されている<sup>(3)</sup>。これは発電所といった危険な施設を管理する者は、社会に危険を作り出したとして、その危険物から生じた損害について責任を負うべきだという危険責任の考え方に基づくものである<sup>(4)</sup>。また、実際の訴訟の場で被害者が現代科学技術の最先端である原子力事業によって発生した損害賠償を請求する場合に、原子力事業者側の故意・過失または施設の瑕疵といった要件を一般原則通り立証させることは、専門的知識を有していない以上困難であり、被害者の保護に欠けると考えられることによるものである<sup>(5)</sup>。

#### (2) 免責事由と東日本大震災

もともと、原賠法三条一項但書では、「その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない」として原子力事業者の責任を免責している。原賠法が原子力事業者に原則として無過失責任という非常に厳格な責任を課す一方で免責規定を設けているのは、後述するように原子炉の運転に係る原子力事業者が賠償を排他的に集中され、結果原子力損害をすべて原子力事業者が賠償しなければならないこ

とは危険責任の考えに基づく責任としては過酷すぎると考えられたためであるが、一方で不可抗力による免責が軽々と認められては被害者の保護という法目的の一つが損なわれるので、非常に稀な場合に限って免責事由としている。<sup>(6)</sup>

さて、当該規定が適用されるか否かはとりわけ政府(国)にとっては重要なポイントとなる。なぜなら、適用されれば政府は被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようになるものとされる(原賠法一七条)のに対し、適用されなかった場合、政府は原子力事業者の賠償額が賠償措置額をこえ、かつ原賠法の目的(原賠法一条に規定される「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」)を達成するため必要があると認められる場合に限り、原子力事業者に損害賠償のため必要な援助を国会の議決により政府に属させられた権限の範囲内において行なえば足りるからである(原賠法一六条)。

そこで、今回の東日本大震災が「異常に巨大な天災地変」という免責事由に当たることがまず問題となる。

この点につき、元原子力委員会委員の森島昭夫(名古屋大学名誉教授)は、①立法当時の国会の議論で、国務大臣(科学技術庁長官)や政府委員(科学技術庁原子力局長)が「異常に巨大な天災地変」を「関東大震災の二倍三倍をもつと飛び越えるような地震」であるなどと答弁しているのに対し、東日本大震災における地震の規模(マグニチュード(M))は九・〇であり、関東大震災(一九二三年)のM七・九の約四〇倍のエネルギーに相当すること、②今回の震災が貞観地震(八六九年)のM八・三〜八・六(推定)よりも大きく、一〇〇〇年に一度のものであったということは「異常に巨大」と考えられること、③今回の大震災直後、経済産業大臣が新聞のインタビューで、「人類が予想もつかないような地震」が「異常に巨大」に当たるとの解釈を示したが、このような解釈は立法当時にはなかったし、<sup>(8)</sup>そのように解釈するならば(あまりに厳格な要件なので)立法者は最初から地震を

免責事由としないはずであることを理由に、今回の大震災は「異常に巨大な天災地変」に当たるとした上で、原子力発電事業を国のエネルギー政策の根幹的政策として位置づけ、原子力を国策として推進してきた政府は原子力事業者の無過失責任と並んで国家補償責任を負うべきで、原子力事業者の損害賠償責任が免責されるかわりに新立法による新たな原子力被害救済制度を創設し、国の責任において被害者救済を行うべきとする。<sup>②</sup>

他方、審査会委員を務める大塚直（早稲田大学教授）は、適用を否定する立場からその理由として、①「異常に巨大な天災地変」の意義について、原賠法制定の際の国会審議では、「全く想像を絶するような」、「超不可抗力」、「不可抗力性の特に強い場合」であるとして、ことから単なる不可抗力を超えたものであること、②当該規定は原賠法制定の前年（一九六〇年）に調印された「原子力の分野における第三者責任条約（パリ条約）」の規定を導入したものと理解されているが、パリ条約の規定でも通常の不可抗力よりも免責される場面を限定する趣旨が示されている上に、パリ条約以後の国際条約では自然災害を免責事由と認めること自体をやめていることから、当該規定を厳格に解釈すべきであること、そして、具体的には、③東日本大震災のM九・〇は世界での一九〇〇年以降の地震のうち第四番目、また津波の遡上高は大船渡で二三・六メートルであり、一八九六年の明治三陸地震（三陸町綾里で三八・二メートル）、一九九三年の北海道南西沖地震（奥尻で二九・〇メートル）よりも低く、「想像を絶する」、「以上に巨大な」ものであったとは考えにくいことを挙げる。また、④前述の森島説（適用肯定説）の①の理由に対し、その比較対象がマグニチュードか震度のことかが明らかではないこと（東日本大震災時の福島第一原発の震度は六強で関東大震災とは特に相違はない）、⑤「異常に巨大」かどうかは、原賠法立法時の議論の前提となった当時の地震学の水準ではなく、事故時の地震学の見地に基づいて判断すべきことを挙げる。

## (3) 免責の範囲

既に紹介したように免責事由は非常に稀な場合と考えられている。さらに、大塚説（適用否定説）の理由①にもあるように、原賠法立法の際の国会審議では「異常に巨大な天災地変」の意義を、全く想像を絶した不可抗力を超えたもの、あるいは不可抗力性の特に強い場合と解しているように思われる。原子力委員会原子力災害補償専門部会長として原賠法の骨子となる答申を取りまとめ、国会審議でも参考人として発言した我妻榮（東京大学名誉教授（当時））も、「異常に巨大な天災地変」を「超不可抗力」、「人類の予想していないような大きなもの」と解釈していること<sup>①</sup>や原子力災害補償立法について論稿を発表していた加藤一郎（東京大学教授（当時））も「関東大震災の二倍あるいは三倍程度……までは免責事由にならないのでありまして、もう人間の想像を超えるような非常に大きな天災地変」と解していること<sup>②</sup>から「人間の予想や想像を超えるような非常に大きな天災地変」と解することが適当だろう。

そして、「人間の予想や想像を超えるような非常に大きな天災地変」かどうかは個々人の主観でそれぞれに違いが出てしまう。そこで、客観的に判断すべきである。具体的には、現在の地震学において世界的にみても一般적으로考えられる水準でマグニチュード、震度、そして津波の遡上高などを分析することが必要である。すると、大塚説の言う通り「人間の予想や想像を超える」とは明確には言い難いと思われる。したがって、今回の震災は免責事由には当たらないと解すべきであろう。

政府も当初から一貫して東電に損害賠償責任があることを明言している。また、後にみる審査会が作成した損害の範囲についての中間指針も明示してはいないものの、東電に損害賠償責任があることを前提としている<sup>③</sup>。そして、何よりも被害者救済の必要性からそのように解することが妥当と考える。

もつとも、森島の主張するように、原子力を国策として推進し、今回のような事故のないように日頃から厳重な規制を実施して安全を確保すべきであった国には規制権限不行使による国家賠償法上の責任が問われるべきである<sup>14)</sup>。また、原賠法上の責任のかわりに新たな原子力被害救済制度を創設することも今後検討すべきであろう。しかし、今回の事故においては一刻も速い被害者救済が必要であり、それが現行の原賠法による損害賠償の履行によるのは止むを得ないと思われる<sup>15)</sup>。

(4) 人災による責任

ところで、今回の原発事故では、報道などによる限り、大津波襲来のおそれについて東電の事前の想定が甘かったことや事故後の対応のまずさなどから「人災」との指摘もある。

この点に関し、淡路剛久（早稲田大学教授）は、原賠法立法作業当時の加藤の指摘やフランス法の議論を参考に、原賠法の免責規定は因果関係の欠如がその根拠であり、当該規定は「異常に巨大な天災地変」が原子力損害の排他的な原因であることを前提としている。しかし、それに加えてたとえば人為もまた損害発生に対して因果的連関を有している場合には人為の因果的関連性の評価が必要となると主張し、これまで報道されてきた東電の事故前後の対応に関する諸事実を前提とするならば、「異常に巨大な天災地変」が原子力損害の排他的な原因であると解することは困難ではないかと指摘する（結論的には免責規定の適用は否定され、東電は損害賠償の責任を負うとする）。すなわち免責事由の文言を、「もつぱら、異常に巨大な天災地変……によつて生じた」と解するのである<sup>16)</sup>。

確かに、免責の根拠を因果関係の欠如と解する点は示唆に富むが、免責が認められるか否かは、あくまで発生した原子力損害が「異常に巨大な天災地変……によつて生じた」かどうかであると思われ、その他の事象はあく

まで当該要件の範疇外と考えるべきではなからうか。

ただし、人災を理由とする損害賠償は免責の適否に関係なく、民法の不法行為責任として損害賠償の請求を認めるべきであろう。この点、下級審裁判例は否定するが、特に免責が認められた場合の被害者救済の点からも肯定されるべきである。

## 2 責任の集中

原賠法では、もう一つの特色として、損害賠償の責めに任ずべき原子力事業者以外の者に損害賠償責任を負わず、責任の集中を図っている（原賠法四条）。そして、原子力事業者は、原子力損害が原子力事業者以外の第三者の故意により生じたものである場合に限って、その第三者に対して求償権を有するにすぎない（原賠法五条一項）。たとえば、原子力損害の直接的な原因が原子炉の欠陥によるものであっても、原子炉を製造した原子力メーカーの責任は問われず（原賠法四条三項により製造物責任法の規定も適用されない）、その原子炉を運転する原子力事業者のみが損害賠償責任を負う。これは、原賠法の二大目的の一つである「原子力事業の健全な発達」のため、原子力事業者と取引関係にある原子力関連産業の事業者について地位の安定を図る趣旨であるが、加えて、もう一つの目的である「被害者の保護」の観点からは賠償請求の相手方を容易に認識し得るというメリットがある。<sup>(18)</sup>これにより、今回の事故の場合では福島第一原発を管理・運転する東電が全責任を負うことになる。なお、これにより原子力事故の被害者が民法七〇九条（不法行為による損害賠償の根拠規定）により原子力事業者以外の者に損害賠償請求することはできないと解されている。<sup>(19)</sup>

しかし、これを認めると、非原子力事業者（原子力機器メーカー）の過失によってどんなに深刻な事故を起こ



しても倒産の危険性がないことがモラルハザードをもたらし、ひいては原発事故防止のための対策がさらにおろそかになる危険がある<sup>(20)</sup>。また、民法上の不法行為責任が認められれば、原子力事業者が無資力の場合には資力のある非原子力事業者（たとえば親会社）から損害の回復を図ることができる<sup>(21)</sup>。したがって、原子力事業者と非原子力事業者双方に過失が認められる場合には民法の不法行為に基づいて損害賠償請求ができると解すべきである。

### 三、原子力損害の範囲と中間指針

#### 1 審査会と中間指針

##### (1) 無限責任と原子力損害

原賠法のもう一つの特徴として、原子力事業者は無限責任を負うとされ、賠償限度額は規定されていない<sup>(22)</sup>。一方で、原賠法は原子力事業者が責任を負う原子力損害の定義を、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう。）により生じた損害とする（原賠法二条一項）。すなわち、原賠法は核燃料物質の核分裂及びその放射線に着目して、その作用から生ずる損害を原子力損害とするが、具体的にどのような損害が原子力損害とされるか、いいかえれば賠償されるべき損害の範囲については明示していないので、それは民法の一般理論によることになる<sup>(23)</sup>。

##### (2) 審査会の設置

しかし、それでは被害者は、専門的知識の乏しい中で損害の範囲の主張・立証をしなければならなくなり、迅速、公平かつ適正に救済されなくなる可能性がある。そこで、原賠法は、文部科学省内に①原子力損害賠償に関

する紛争が生じた場合における和解の仲介、②原子力損害賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定指針などといった当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定③①と②のために必要な原子力損害の調査及び評価のため、審査会を設置できるとしており（原賠法一八条）、今回の事故後二〇一二年四月二日に設置された。

### （3）中間指針の策定

審査会は上記②について早速検討し、第一次指針（二〇一一年四月二八日）、第二次指針（二〇一一年五月三日）を経て、それらの内容にその後の検討事項を加えた「中間指針」を取りまとめた（二〇一一年八月五日）。

中間指針は可能な限り早期の被害者救済を図るため、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから賠償すべき損害と認められる一定の範囲の損害類型を示す<sup>(25)</sup>。具体的には大きく分けて、①政府による避難等の指示等に係る損害、②政府による航行危険区域等及び飛行禁止区域の設定に係る損害、③政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害、④その他の政府指示等に係る損害、⑤いわゆる風評被害、⑥いわゆる間接被害、⑦放射線被曝による損害を対象としている。さらに、その他として、⑧被害者への各種給付金等と損害賠償金との調整、⑨地方公共団体等の財産的損害等についても触れている。

その後、自主的避難の場合における損害の範囲について「中間指針追補」（二〇一一年二月六日）が公表された<sup>(26)</sup>。

もっとも、中間指針には法的拘束力はなく、紛争の両当事者が援用するかはそれぞれの判断である。そのため、中間指針には、「この中間指針で示した損害の範囲に関する考え方が、今後、被害者と東京電力株式会社との間における円滑な話し合いと合意形成に寄与することが望まれる」との一文が加えられている<sup>(27)</sup>。しかし、公的機関で

ある審査会によるものであることから裁判所ではある程度尊重はされよう。<sup>(28)</sup> 一方で、法的拘束力がないということとは、逆にいえば中間指針の損害の範囲に含まれていなくても個々の事例によっては損害の範囲として認められ得るということでもあり、注意を要する。

続いて、中間指針の具体的な内容から若干の検討を試みたい。

## 2 中間指針に関する若干の検討

### (1) 損害の範囲と相当因果関係

中間指針は具体的な損害範囲を判定するにあたり、共通の基準として、「相当因果関係」という概念を用いる。すなわち、「本件事故と相当因果関係のある損害、すなわち社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断される範囲のものであれば、原子力損害に含まれると考える」というのである。<sup>(29)</sup>

そもそも、因果関係とは、原因と結果についての「あれなければ、これなし」という条件式に基づく関係のことであるが、民法の不法行為責任では因果関係が要件とされている（民法七〇九条）。つまり、損害賠償請求するためには、原因と結果それぞれの事実の間に因果関係が必要なのである（事実間の因果関係なので、以下「事実的因果関係」という）。

しかし、たとえば交通事故でけがをした者が、入院先の病院の医療ミスで死亡した場合、条件関係がいわば「風が吹けば桶屋がもうかる」式に際限なく拡がっていく事実的因果関係では、交通事故の加害者が被害者のけがだけでなく死亡の結果まで責任を負うことになり、法的処理として妥当性を欠く。そこで、事実的因果関係の連鎖に対して法的評価を加えて、一定の「しほり」をかけて、しほられた範囲内のものだけ賠償義務を課す。この「し

「ほり」をかける基準が「相当因果関係」概念である。<sup>(30)</sup>

この「相当因果関係」はもともと二〇世紀初頭にドイツ民法学において生まれた概念で、すぐそれが日本にも導入され、大審院（現在の最高裁判所）も判例法理の中に取り入れた。すなわち、①民法四一六条は相当因果関係の範囲を明らかにしたもので、②不法行為に基づく損害賠償の範囲を定めるのも四一六条を類推適用すると判示した（大判大正一五年五月二二日民集五卷三八六頁）。

この判例は戦後になっても維持されているので、審査会が損害の範囲の判定基準に「相当因果関係」概念を用いるのはなんらおかしいことではない。しかし、民法四一六条は、一項で「債務の不履行に対する損害賠償の請求は、これによって通常生ずべき損害の賠償をさせることをその目的とする」と、二項で「特別の事情によって生じた損害であっても、当事者がその事情を予見し、又は予見することができたときは、債権者は、その賠償を請求することができる」と規定するのに対し、中間指針において相当因果関係は「社会通念上当該事故から当該損害が生じるのが合理的かつ相当であると判断」とされており、四一六条（特に二項）とは明らかに異なる。

これは、①四一六条を相当因果関係の規定というなら、損害の範囲の問題は四一六条の解釈問題として処理すればよいのであって、相当因果関係は理論的に不要であるとか、②そもそも、四一六条は英法やフランス民法と同じく、賠償の範囲を制限する制限賠償の規定であるのに対し、相当因果関係の母国ドイツ民法は、因果関係が認められればすべてを賠償させる完全賠償を採用しており（ただ、それでは不合理なので「相当」因果関係概念が生まれた）、両者を一致させることは理論的に適切でないという相当因果関係概念批判や実際の判決例でも相当因果関係と四一六条を切り離している例も多いことなどを意識したものは不明だが、実際の基準としては賠償の「必要性」と「合理性」を重要視していると思われる。<sup>(35)</sup>

ただ、そのような基準による実際の判定結果には問題点もある。たとえば、中間指針追補において、賠償の対象となる自主的避難等対象区域に同じ福島県内の市町村でもなぜ対象から漏れたもの（たとえば、白河市）があるのか不明確である。「少なくとも中間指針追補の対象となる自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある」というが、それは少なくとも事故発生直後の情報があまり入っていない福島県内であれば（それだけでなく県外の近隣地域も）、違いはないと思われる。

(2) 損害の意義

もう一つ取り上げたい問題点は、そもそも「損害」とは何か？ ということである。

この点、民法学上は「不法行為があった場合となかった場合との利益状態の差を金銭で表示したもの」という解釈が通説とされてきた（差額説）。そして、差額説は判例化され、中間指針でも、たとえば中間指針の上記具体的損害類型の①政府による避難等の指示等に係る損害における損害項目の一つである営業損害では、「現実に減収があった場合には、その減収分が賠償すべき損害と認められる。上記減収分は、原則として、本件事故がなければ得られたであろう収益と実際に得られた収益との差額」というように採用されている。

しかし、たとえば福島第一原発の近所で飲食店を営業していた者が、事故後福島市内に移転し、再び飲食店をはじめで以前と変わらない利益を上げた場合、差額説では差額がないことになり、損害が認められなくなる問題点がある。

それならば、事故により福島市に移転したという事実自体を損害ととらえた方が損害を無理なく説明できる。このように、こうむった不利益だとして主張された事実を損害とする見解を損害事実説<sup>(10)</sup>という。以上のような事

例であれば、損害事実説によるべきである。

ところで、中間指針では右損害類型内の損害項目である精神的損害について具体的金額の算定のために「自賠責保険」の慰謝料の金額や「民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準」が参考<sup>①</sup>にしていることからわかるように、不法行為による損害賠償請求は最も発生している交通事故関係の訴訟を中心に法解釈がつくられてきた。しかし、今回の事故はそのような訴訟類型をはるかにしのぐ大惨事であり、原子力損害にむけたあらたな基準の策定が必要と思われる。

#### 四、 結びにかえて

以上で、甚だ簡単ではあるが、原賠法の紹介と福島第一原発事故に関する原子力損害賠償制度の論点の検討を終える。

ところで、これまで放射性物質による汚染については環境基本法といった環境法体系の適用外とされ、原子力基本法をはじめとする原子力法制の規制を受けるというある意味「異常な」状態であった（環境基本法「三条」）。したがって、今回のような問題が起きて、欧州などとは異なり環境省の担当ではなく、文部科学省や経済産業省などの所管となっているわけである。

しかし、これでは原発の推進と規制をする組織が同一省内に存在することになり、その弊害が指摘されるようになった。

そこで、政府は原発推進の立場に立つ経済産業省にあった原発規制機関の原子力安全・保安院を分離し、内閣府の原子力安全委員会や文部科学省の放射線モニタリングの司令塔機能などと統合した「原子力規制庁」を新た

に環境省の外局として発足させて、原発の推進と規制の組織を分離することとした<sup>(12)</sup>。この政策自体は至極当然なものであるが、原子力規制庁が実際に機能できるかどうか注意深く見守らなければなるまい。

一方、損害賠償請求については、その多くが今後法廷の場で展開されるであろう。調停や和解も含め、原子力損害賠償についての紛争は「現在進行形」であり、今後の動向が注目される。

註

(1) 二〇一一年四月二日、原子力安全・保安院は福島第一原発

事故の国際原子力事象評価尺度(I N E S。国際原子力機関(I A E A)が定める原子力事故または事象の深刻度)の暫定評価を最高のレベル「七」(深刻な事故)に引き上げたことを発表した。これはチェルノブイリ原発事故に並ぶものである。ちなみに、スリーマイル島原発事故はレベル「五」(施設外へのリスクを伴う事故)、一九九九年に茨城県東海村で発生したJ C O臨界事故はレベル「四」(施設外への大きなリスクを伴わない事故)とされている。

(2) 民法上損害賠償には、債務不履行(契約違反)に基づくものと不法行為に基づくものがある。原賠法という損害賠償は不法行為を中心とするものであるが、必ずしも債務不履行責任(契約責任)を除外するものではなく、債務不履行の要件を充足する場合(たとえば、従業員災害における事業主の安全保護義務違反)にはこれの特別法たる性格も有する(科学技

術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度(改訂版)』(通商産業研究社、一九九一年)三七頁以下)。

(3) 科学技術庁原子力局監修・前掲注(2) 五四頁。

(4) 森島昭夫『不法行為法講義』(有斐閣、一九八七年)二六三頁、科学技術庁原子力局監修・前掲注(2) 五一頁。

(5) 科学技術庁原子力局監修・前掲注(2) 五一頁。

(6) 科学技術庁原子力局監修・前掲注(2) 五五頁。

(7) 原賠法は、その特徴の一つとして、原子力事業者は原子力損害を賠償するための措置(以下「損害賠償措置」という)を講じていなければ原子力炉の運転等をしてはならないとする(原賠法六条)。損害賠償措置の内容は、原子力事業者が、損害保険会社によって構成される日本原子力保険プールと原子力損害賠償責任保険契約及び政府と原子力損害賠償補償契約を締結若しくは供託することであり、損害賠償措置により、原則として一工場・事業所当たり一二〇〇億円を上限に支払われた金額を損害賠償に充てることができる(原賠法七

- 条)。よつて、福島第一原発事故では賠償措置額は一二〇〇億円となる(今回の事故では、福島第一原発全体で二工場事業所の扱いになる)。なお、福島第一原発事故においては、地震・津波による損害は原子力損害賠償責任保険の免責事由に該当するため、同保険は利用できず、原子力損害賠償補償契約により一二〇〇億円が東電に損害賠償措置として支払われる(野村豊弘「原子力事故による損害賠償の仕組みと福島第一原発事故」ジュリ一四二七号(二〇一一年)一二二頁)。
- (8) もつとも、このような解釈は、後述するように立法当時の国会審議においても参考人の我妻榮や加藤一郎により示されており、全く議論になかったわけではない。
- (9) 森島昭夫「原子力事故の被害者救済(二)」(三)「損害賠償と補償」時法一八八二号(二〇一一年)三九頁以下、一八八四号(同)三五頁以下、一八八八号(同)三五頁以下、同「政府には原子力被害救済の責任がある」中央公論二〇一一年七月号(二〇一一年)一三四頁以下。
- (10) 以下は、大塚直「原発の損害賠償」法教三七二号(二〇一一年)二七頁以下、同「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」法時八三卷一號(二〇一一年)四九頁以下による。なお、大塚は、「原発の損害賠償」では原賠法三条一項但書の適用は「ないと考える」と断言した(二七頁)のに対し、「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」では「その適用がないと考えることもできよう」と表現を変更している。
- (11) 第三八回国会衆議院科学技術振興対策特別委員会(昭和三六年四月二六日)会議録一四号五頁。
- (12) 第三八回国会参議院商工委員会(昭和三六年五月三〇日)会議録二七号二頁。
- (13) 野村・前掲注(7)一二二頁。
- (14) 大塚・前掲注(10)「福島第一原子力発電所事故による損害賠償」五〇頁、淡路剛久「福島第一原子力発電所事故の法的責任について―天災地変と人為―」NB L九六八号(二〇一一年)三六頁注(16)。
- (15) 今回の事故を機に原子力事業者に対し損害賠償のために必要な資金の交付などを行つて賠償の迅速かつ適切な実施などを図るため制定された原子力損害賠償支援機構法の附則六条には、政府は、この法律の施行後できるだけ早期に、今回の事故の原因などの検証、今回の事故に係る原子力損害賠償の実施状況などを踏まえ、原子力損害賠償制度における国の責任の在り方などについて、これを明確にする観点から検討を加えるとともに、原子力損害賠償に係る紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の整備について検討を加え、これらの結果に基づき、原賠法の改正などの抜本的な見直しをはじめとする必要な措置を講ずると規定されている。
- (16) 淡路・前掲注(14)三〇頁以下。
- (17) 水戸地判平成二〇年二月二七日判時二〇〇三号六七頁(本判決の控訴審、東京高判平成二一年五月一四日判時二〇六六号



福島第一原発事故と原子力損害賠償法

- 五四頁もこれを支持)。
- (18) 科学技術庁原子力局監修・前掲注(2)三五頁、五一頁。
- (19) 前掲注(17)水戸地判平成二〇年二月二七日(この点についても、本判決の控訴審、東京高判平成二一年五月一四日はこれを支持した)、野村・前掲注(7)一一二頁。
- (20) 海度雄一『原発訴訟』(岩波書店、二〇一一年)一七四頁参照。
- (21) 石黒一利「判批」ひろば別冊 実務判例精選〈震災・復興〉(二〇一二年)四三頁。
- (22) 野村・前掲注(7)一一二頁。
- (23) 野村・前掲注(7)一一〇頁。
- (24) [http://www.next.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452\\_1\\_2.pdf](http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2011/08/17/1309452_1_2.pdf)  
(以後の引用は「中間指針」原文の該当頁である)。
- (25) 「中間指針」二頁以下。
- (26) [http://www.next.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/\\_icsFiles/afieldfile/2012/01/18/1315180\\_1.pdf](http://www.next.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kaihatu/016/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2012/01/18/1315180_1.pdf) (以後の引用は「中間指針追補」原文の該当頁である)。
- (27) 前掲注(25)二頁。
- (28) 野村・前掲注(7)一一二頁。
- (29) 前掲注(25)三頁以下。
- (30) 幾代通「徳本伸一『不法行為法』(有斐閣、一九九三年)一一七頁。
- (31) 法規に規定された事項の意味を法規にない類似の事項に拡充し、その類似事項に規定をあてはめて用いることを類推適
- 用という(法令用語研究会編『有斐閣法律用語辞典』[第三版] (有斐閣、二〇〇六年) 一四一八頁以下参照)。
- (32) たとえば、最判昭和三八年九月二六日民集一七卷八号一〇四〇頁など。
- (33) 代表的なものとして、平井宜雄『債権各論Ⅱ不法行為』(弘文堂、一九九二年)八〇頁以下。
- (34) 平井・前掲注(33)一一三頁以下。
- (35) 中間指針全編を通じて「必要かつ合理的な範囲」という語が多数見受けられる。
- (36) 「中間指針追補」三頁。
- (37) 内田貴『民法Ⅱ「第三版」債権各論』(東京大学出版会、二〇一一年)三八二頁。
- (38) 代表的なものとして、最判昭和四二年一月一〇日民集二二卷九号二三五二頁。
- (39) 前掲注(25)一一三頁。
- (40) 平井・前掲注(33)七五頁以下。
- (41) 前掲注(25)二二頁以下。
- (42) 毎日新聞二〇一二年一月三二日。

〈キーワード〉

- 原子力損害賠償に関する法律 無過失責任 免責事由  
東京電力株式会社福島第一
- 第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針